

平成 21 年第 4 回大仙市議会定例会会議録第 4 号

平成 21 年 12 月 22 日（火曜日）

議 事 日 程 第 4 号

平成 21 年 12 月 22 日（火曜日）午前 10 時開議

- | | | |
|------|-----------|--|
| 第 1 | 議案第 207 号 | 大仙市税条例の一部を改正する条例の制定について
(総務民生委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 2 | 議案第 212 号 | 大仙市羽後境駅東集会施設条例の制定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 3 | 議案第 216 号 | 大仙市太田高齢者等活動・生活支援促進機械施設及び太田東
今泉緑地広場の指定管理者の指定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 4 | 議案第 217 号 | 大仙市中仙地域農業総合管理施設の指定管理者の指定につい
て
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 5 | 議案第 218 号 | 太田関根緑地広場等の指定管理者の指定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 6 | 議案第 219 号 | 大仙市太田地域農産物等活用型総合交流促進施設及び太田新
興緑地広場の指定管理者の指定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 7 | 議案第 220 号 | 大仙市立太田就業改善センター等の指定管理者の指定につい
て
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 8 | 議案第 221 号 | 大仙市神岡生産物直売・食材供給施設の指定管理者の指定に
ついて
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 9 | 議案第 222 号 | 大仙市神岡交流促進センターの指定管理者の指定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 10 | 議案第 223 号 | 協和温泉（四季の湯）の指定管理者の指定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決) |

- 第 1 1 議案第 2 2 4 号 大仙市南外ふるさと館の指定管理者の指定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 2 議案第 2 2 5 号 太田ふれあいの里及び太田農村体験の里の指定管理者の指定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 3 議案第 2 2 6 号 大仙市まほろば唐松中世の館及び大仙市工学博士物部長穂記念館の指定管理者の指定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 4 議案第 2 2 7 号 大仙市まほろば唐松公園施設の指定管理者の指定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 5 議案第 2 2 8 号 大台スキー場等の指定管理者の指定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 6 議案第 2 2 9 号 史跡の里交流プラザ「柵の湯」等の指定管理者の指定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 7 議案第 2 0 8 号 大仙市立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
(教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 8 議案第 2 1 1 号 大仙市特別養護老人ホーム設置条例及び大仙市老人短期入所施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
(教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 9 議案第 2 3 3 号 大仙市立太田農村環境改善センター及び大仙市太田北部地区多目的研修センターの指定管理者の指定について
(教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 0 議案第 2 3 4 号 大仙市南外民俗資料交流館の指定管理者の指定について
(教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 1 議案第 2 3 5 号 神岡中央公園（屋内多目的施設）等の指定管理者の指定について
(教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 2 議案第 2 3 6 号 大仙市民プール等の指定管理者の指定について
(教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 3 議案第 2 3 7 号 大仙市太田トレーニングセンター等の指定管理者の指定について
(教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決)

第 2 4	議案第 2 3 8 号	平成 2 1 年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について (教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決)
第 2 5	議案第 2 0 9 号	大仙市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
第 2 6	議案第 2 1 0 号	大仙市公園条例の一部を改正する条例の制定について (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
第 2 7	議案第 2 1 3 号	大仙市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例の制定について (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
第 2 8	議案第 2 1 4 号	大仙市建築基準法関係手数料条例の制定について (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
第 2 9	議案第 2 1 5 号	大仙市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の制定について (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
第 3 0	議案第 2 3 0 号	笹倉公園等の指定管理者の指定について (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
第 3 1	議案第 2 3 1 号	太田南部地区公園等の指定管理者の指定について (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
第 3 2	議案第 2 3 2 号	太田北部地区公園の指定管理者の指定について (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
第 3 3	議案第 2 3 9 号	平成 2 1 年度大仙市一般会計補正予算 (第 1 0 号) (各常任委員長報告・質疑・討論・表決)
第 3 4	議案第 2 4 0 号	平成 2 1 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) (総務民生委員長報告・質疑・討論・表決)
第 3 5	議案第 2 4 4 号	平成 2 1 年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算 (第 3 号) (教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決)
第 3 6	議案第 2 4 1 号	平成 2 1 年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 4 号) (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
第 3 7	議案第 2 4 2 号	平成 2 1 年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
第 3 8	議案第 2 4 3 号	平成 2 1 年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号) (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第 3 9 陳情第 4 号 暮らし支える行政サービス・人員の拡充を求めることについて
(総務民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 0 陳情第 5 号 2 0 1 0 年度の年金確保に関することについて
(総務民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 1 陳情第 6 号 最低保障年金制度創設などを求めることについて
(総務民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 2 陳情第 7 号 後期高齢者医療制度の廃止を求めることについて
(総務民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 3 陳情第 8 号 法務局の増員に関することについて
(総務民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 4 請願第 1 号 米価の回復と価格の安定、ミニマム・アクセス米の輸入中止を求めることについて
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 5 請願第 2 号 E P A ・ F T A 推進路線の見直しを進め、日米 F T A の推進に反対することについて
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 6 陳情第 1 号 改定貸金業法の早期完全施行等を求めることについて
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 7 陳情第 2 号 雇用と生活をまもる施策強化を求めることについて
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 8 陳情第 1 0 号 細菌性髄膜炎ワクチン接種への公費助成を求めることについて
(教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 9 陳情第 9 号 若竹町 4 区町内市道への消雪設備導入に関することについて
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 0 陳情第 1 1 号 成瀬ダムの建設促進を求めることについて
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 1 陳情第 3 号 社会保障と教育予算の拡充を求めることについて
(総務民生委員長報告・質疑・教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 2 意見書案第 1 号 E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求め、日米 F T A の推進に反対する意見書
(質疑・討論・表決)

- 第 5 3 意見書案第 2 号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書
(質疑・討論・表決)
- 第 5 4 意見書案第 3 号 雇用と生活をまもる施策強化を求める意見書
(質疑・討論・表決)
- 第 5 5 意見書案第 4 号 2 0 1 0 年度の年金確保に関する意見書
(質疑・討論・表決)
- 第 5 6 意見書案第 5 号 法務局の増員に関する意見書 (質疑・討論・表決)
- 第 5 7 意見書案第 6 号 成瀬ダムの建設促進を求める意見書 (質疑・討論・表決)
- 第 5 8 閉会中の各委員会の継続審査及び所管事務調査

出席議員 (30 人)

1 番 大 野 忠 夫	2 番 佐 藤 文 子	3 番 後 藤 健
4 番 佐 藤 隆 盛	5 番 藤 井 春 雄	6 番 杉 沢 千恵子
7 番 茂 木 隆	8 番 小 山 緑 郎	9 番 小 松 栄 治
1 0 番 富 岡 喜 芳	1 1 番 佐 藤 清 吉	1 2 番 石 塚 柏
1 3 番 金 谷 道 男	1 4 番 武 田 隆	1 5 番 渡 邊 秀 俊
1 6 番 高 橋 敏 英	1 7 番 菊 地 幸 悦	1 8 番 佐 藤 芳 雄
1 9 番 大 山 利 吉	2 0 番 北 村 稔	2 1 番 高 橋 幸 晴
2 2 番 本 間 輝 男	2 3 番 橋 本 五 郎	2 4 番 藤 田 君 雄
2 5 番 橋 村 誠	2 6 番 佐 藤 孝 次	2 7 番 千 葉 健
2 8 番 鎌 田 正	2 9 番 竹 原 弘 治	3 0 番 児 玉 裕 一

欠席議員 (0 人)

説明のため出席した者

市 長 栗 林 次 美	副 市 長 久 米 正 雄
副 市 長 山王丸 愛 子	教 育 長 三 浦 憲 一
代表監査委員 福 原 堅 悦	総 務 部 長 老 松 博 行
企 画 部 長 小 松 辰 巳	市民生活部長 元 吉 峯 夫
健康福祉部長 武 藤 芳 和	農林商工部長 藤 原 薫

建設部長	中嶋喜代博	病院事務長	伊藤和保
水道局長	藤田良雄	教育次長	高橋修司
教育次長	藤原保子	総務課長	進藤雅彦

議会事務局職員出席者

局長	田口誠一	参事	高橋薫
主幹	伊藤雅裕	主査	菅原直久
主事	中川智晴		

午前10時00分 開 議

○議長（児玉裕一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

○議長（児玉裕一君） 本日の会議は、議事日程第4号をもって進めます。

○議長（児玉裕一君） 日程第1、議案第207号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。総務民生常任委員長14番武田隆君。はい、14番。

○総務民生常任委員長（武田 隆君）【登壇】 皆さん、おはようございます。

本会議第3日に当委員会に審査付託となりました事件について、去る12月16日に関係職員の出席を求め委員会を開催し、慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第207号「大仙市税条例の一部を改正する条例の制定について」は、当局からの議案内容説明に対し、入湯税の税率軽減の目的及び効果について、また、「他の民間企業も苦しい状況にあるのではないか。」との質問があり、当局からは「温泉施設の経営負担の軽減を目的としているもので、民間企業も含め市内すべての施設について支援している。市内には24の温泉施設があり、20年度では総額で約4,000万円の減額となっている。また、市民への直接的な軽減の恩恵はないが、施設のサービスの質を落とさない効果があるものと思っている。他の民間企業の状況については精査する。」との答弁がありました。

その他、２、３の質問がありましたが、当局説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（児玉裕一君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第２０７号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（児玉裕一君） 次に、日程第２、議案第２１２号から日程第１６、議案第２２９号までの１５件を一括して議題といたします。

本１５件に関し、委員長の報告を求めます。企画産業常任委員長２５番橋村誠君。はい、２５番。

○企画産業常任委員長（橋村 誠君） 【登壇】 今期定例会本会議第３日目に当常任委員会に審査付託となりました事件につきまして、去る１２月１６日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

はじめに、議案第２１２号「大仙市羽後境駅東集会施設条例の制定について」につきましては、当局からの内容説明に対し、格別なる質疑・討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第２１６号「大仙市太田高齢者等活動・生活支援促進機械施設及び太田東今泉緑地広場の指定管理者の指定について」から議案第２１９号「大仙市太田地域農産物等活用型総合交流促進施設及び太田新興緑地広場の指定管理者の指定について」までの４件につきましては、一括議題として審査しましたが、質疑において委員から「本４件では指定管理期間を５年間と定めているが、期間の途中での契約の取り消しは可能か。

また、経費節減の観点から、そもそも指定管理ではなく地元の自治会等に管理をお願いすべきではないか。」との質問があり、それに対して当局からは「協定書の条項には市が必要と認める場合は途中でも取り消しができる旨の規定があるので可能である。地元自治会等への管理の委託については、これまで地元での雇用促進も図りながら指定管理としてきた経緯もあるのですぐにはできないが、今後、説明を重ねながら引き受けていただけるようお願いしていきたい。」との答弁がありました。

その他、２、３の質問がありましたが、当局説明を了とし、討論はなく、採決の結果、本４件は出席委員の一致をもちまして、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第２２０号「大仙市立太田就業改善センター等の指定管理者の指定について」から議案第２２９号「史跡の里交流プラザ「柵の湯」等の指定管理者の指定について」までの１０件につきましては、一括議題として審査しましたが、当局からの内容説明に対し、格別なる質疑・討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、報告を終わります。

○議長（児玉裕一君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第２１２号及び議案第２１６号から議案第２２９号までの１５件を一括して採決いたします。本１５件に対する委員長報告は原案可決であります。本１５件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） ご異議なしと認めます。よって本１５件は、原案のとおり可決されました。

○議長（児玉裕一君） 次に、日程第１７、議案第２０８号から日程第２４、議案第２３８号までの８件を一括して議題といたします。

本８件に関し、委員長の報告を求めます。教育福祉常任委員長１３番金谷道男君。は

い、１３番。

○教育福祉常任委員長（金谷道男君）【登壇】 本会議第３日目に当常任委員会に審査付託となりました事件につき委員会を開催し、慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

はじめに、議案第２０８号「大仙市立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第２１１号「大仙市特別養護老人ホーム設置条例及び大仙市老人短期入所施設設置条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第２３３号「大仙市立太田農村環境改善センター及び大仙市太田北部地区多目的研修センターの指定管理者の指定について」及び議案第２３４号「大仙市南外民俗資料交流館の指定管理者の指定について」の４件につきましては、当局からの内容説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本４案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第２３５号「神岡中央公園（屋内多目的施設）等の指定管理者の指定について」から議案第２３７号「大仙市太田トレーニングセンター等の指定管理者の指定について」までの３案につきましては、関連があるため一括審査いたしました。

当局からの内容説明に対し、質疑において、市民プールや太田トレーニングセンター等の指定管理期間が５年となっているのに対し、神岡中央公園の屋内多目的施設の指定管理期間が３年間となっている根拠についての質疑があり、当局からは「指定管理期間が５年の施設は、これまで２年間、それぞれの指定管理者が施設を管理・運営してきた実績があるもので、神岡の施設については今回初めての指定管理であるため３年間となったものである。」との答弁がありました。

また、委員から「指定管理されている施設については、利用率や利用者数などの施設の運営状況がわかる資料を提出していただきたい。」との要望が出され、今後定期的に提出していきたい旨の答弁がありました。

その他、２、３の質疑がありましたが、いずれも当局説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本３案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第２３８号「平成２１年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について」につきましては、当局からの内容説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（児玉裕一君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありま

せんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第２０８号、議案第２１１号及び議案第２３３号から議案第２３８号までの８件について一括して採決いたします。本８件に対する委員長報告は原案可決であります。本８件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） ご異議なしと認めます。よって本８件は、原案のとおり可決されました。

○議長（児玉裕一君） 次に、日程第２５、議案第２０９号から日程第３２、議案第２３２号までの８件を一括して議題といたします。

本８件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長１８番佐藤芳雄君。はい、１８番。

○建設水道常任委員長（佐藤芳雄君）【登壇】 本会議第３日に当委員会に審査付託になりました事件につき、去る１２月１６日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

はじめに、議案第２０９号「大仙市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局からの内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第２１０号「大仙市公園条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局からの内容説明に対し、質疑において「寄附されたほのぼの公園は一般公園で、神岡中央公園や仙北ふれあい公園は一般公園から地区公園に公園の種別を変更されるようだが、公園種別の定義とその維持管理の財源は異なるのか。」との質疑に対し、当局からは「公園の種別は面積規模によって一般公園、地区公園と定めている。神岡中央公園と仙北ふれあい公園は都市計画公園として整備され、公園施設の規模等を勘案し地区公園として位置付けるもの。また、維持管理に要する財源として、都市計画区域内に位置し、都市公園整備事業で採択を受けたものは一部補助の対象となるが、一

般公園となっているものに関しては市単独の維持管理になる。」との答弁がありました。さらに委員からは「今回寄附を受けたほのぼの公園は、市としてどのような管理をしていくつもりなのか。」との質疑に対し、当局からは「都市計画課で維持管理することとなり、大切に使用させていただく。除草作業などは地区の住民の方々にも協力いただきたい。」との答弁でした。

また、関連する質問ではありましたが、「公園に設置されている遊具の検査はいつどのように行われているのか。業者任せになっていないのか。」との質疑には、「遊具の点検は毎年、委託業者と担当職員と一緒に点検を行っており、その判定結果によっては修繕や撤去などを実施し、安全に配慮している。」との答弁でした。

そのほか2、3の質疑もありましたが、討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第213号「大仙市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例の制定について」につきましては、当局からの内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第214号「大仙市建築基準法関係手数料条例の制定について」につきましては、当局からの内容説明に対し、質疑において「建築確認事務を行える建築物の範囲はどういったものなのか。」との質疑に対し、当局からは「普通木造の一般住宅に関しては大仙市で行うことが可能となり、鉄筋コンクリートや地下を有するもの、また、一定の面積以上の建築物はこれまでどおり仙北地域振興局での取り扱いとなる。」との答弁でした。

そのほか2、3の質疑もありましたが、討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第215号「大仙市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の制定について」につきましては、当局からの内容説明に対し、質疑において「大店舗が郊外に進出し、中心市街地がさびれていくという状況の中で、劇場、映画館、遊技場の建築制限をするのは時代に逆行していないのか。」との質疑に対し、当局からは「郊外にある準工業地域は制限なしにいろいろな施設が建築されてきていたが、今後は床面積が1万㎡を超える大規模な集客施設が対象となり、制限される。郊外から中心市街地へ誘導することが目的であり、まちづくり三法といわれる都市計画法、大規模小売店舗立

地法、中心市街地の活性化に関する法律で策定されているものである。」との答弁がありました。さらに委員からは「中心市街地活性化基本計画を策定中と伺っているが、この条例との整合性はどうなのか。また、都市計画審議会との調整はどうなっているのか。」との質疑に対しては、「中心市街地活性化基本計画の認定要件として、準工業地域から大規模集客施設を制限するというように特別用途地区を設定するもので、同計画と並行的に進めている状況である。また、今回の特別用途地区については、都市計画審議会の答申をいただいている。」との答弁でした。

そのほか２、３の質疑もありましたが、討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第２３０号「笹倉公園等の指定管理者の指定について」、議案第２３１号「太田南部地区公園等の指定管理者の指定について」及び議案第２３２号「太田北部地区公園の指定管理者の指定について」の３件につきましては、一括議題として取り上げ、当局からの内容説明に対し、質疑において「指定管理者の指定の期間が３年のものと５年のものの違いは何であるのか。」との質疑に対し、当局からは「当初のスタート段階では期間を３年としていたが、管理も良好で継続される場合は５年としている。」との答弁でした。

また、「公園内における樹木の剪定など特殊な業務は、どう対応しているものなのか。」との質疑には「剪定作業など特殊な業務に関しては指定管理者からさらに委託されるケースも多分にあるものと思っている。」との答弁でした。

そのほかに質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本３件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

報告を終わります。

○議長（児玉裕一君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第２０９号、議案第２１０号、議案第２１３号から議案第２１５号及び議案第２３０号から議案第２３２号までの８件を一括して採決いたします。本８件に対する委員長報告は原案可決であります。本８件は、委員長報告のとおり決することにご

異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） ご異議なしと認めます。よって本８件は、原案のとおり可決されました。

○議長（児玉裕一君） 次に、日程第３３、議案第２３９号を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。はじめに総務民生常任委員長１４番武田隆君。はい、１４番。

○総務民生常任委員長（武田 隆君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第２３９号「平成２１年度大仙市一般会計補正予算（第１０号）」について、当委員会に審査付託となりました所管する歳入、歳出予算につきましては、当局からの補正予算の内容説明に対し、「長期債の借換えについて、現在利息の高いものはどのくらいあるのか。」との質疑があり、当局からは「市債残額１，１００億円のうち５％以上のものは２２億円ある。今回はこのうちの１０億円を低利に借換えするものであり、今後も低利のものに借換えて利子の削減に努めてまいりたい。」との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（児玉裕一君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） 質疑なしと認めます。

次に、企画産業常任委員長２５番橋村誠君。はい、２５番。

○企画産業常任委員長（橋村 誠君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第２３９号「平成２１年度大仙市一般会計補正予算（第１０号）」につきましては、当局からの内容説明に対し、質疑において委員から「地域総合整備資金貸付事業では施設の増設を行う社会福祉法人２法人に対して計６，０００万円の貸し付けを行うこととしているが、市の負担はないのか。また、繰上償還された場合はどうなるのか。」との質問があり、それに対して当局からは「利子相当分が市の負担となるが、そのうちの７５％が交付税で措置されるものであり、繰上償還された場合については、その後は

利子補給金の負担は発生しない。」との答弁がありました。

その他、２、３の質問がありましたが、当局説明を了とし、討論はなく、採決の結果、本件は出席委員の一致をもちまして原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、報告を終わります。

○議長（児玉裕一君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） 質疑なしと認めます。

次に、教育福祉常任委員長１３番金谷道男君。はい、１３番。

○教育福祉常任委員長（金谷道男君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第２３９号「平成２１年度大仙市一般会計補正予算（第１０号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの補正内容の説明に対し、質疑において、生活保護を受けた後の就労状況についての質問があり、当局からは「本来は就労までの支援を含めての生活保護ということだけれども、実際には生活保護を受け始めるとなかなか抜け出せないというのが現状である。」との答弁がありました。これに関連して「生活保護事務費について、今回、郵便料の補正が計上されているが、対象者への電話料金もかなりの金額がかかっていると思われる。専用電話などを引いて一般会計からの支出を少しでも削減できるような国・県の補助制度はあるのか。」との質問があり、当局からは「市で実施している補助事業として、対象者の資産状況把握や扶養義務調査などの生活保護適正化事業があるが、電話料は対象となっていない。」との答弁がありました。

その他、生活保護世帯の増減の状況と理由についてやカモシカの保護状況についてなど２、３の質疑等がありましたが、いずれも当局説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（児玉裕一君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） 質疑なしと認めます。

次に、建設水道常任委員長 18 番佐藤芳雄君。はい、18 番。

○建設水道常任委員長（佐藤芳雄君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第 239 号「平成 21 年度大仙市一般会計補正予算（第 10 号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの補正予算の内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

報告を終わります。

○議長（児玉裕一君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第 239 号を原案について採決いたします。本件に対する各委員長報告は原案可決であります。本件は、各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（児玉裕一君） 次に、日程第 34、議案第 240 号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。総務民生常任委員長 14 番武田隆君。はい、14 番。

○総務民生常任委員長（武田 隆君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第 240 号「平成 21 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」につきましては、当局からの補正予算の内容説明に対し、診療所の医療用機械器具の購入差額についての質問があり、当局からは「業者と交渉して安く納入していただいた。」との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（児玉裕一君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第240号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（児玉裕一君） 次に、日程第35、議案第244号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。教育福祉常任委員長13番金谷道男君。はい、13番。

○教育福祉常任委員長（金谷道男君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第244号「平成21年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第3号）」につきましては、当局からの補正内容の説明に対し、質疑において「これまで協和総合支所の職員が行ってきたスキー場での接客等の業務を民間企業意識を持った人材の派遣により、スキー場のイメージアップと他の従業員の指導を行うための委託料を計上しているが、今後の市職員の協力体制についてはどうなっているのか。」との質問があり、当局からは「スキー場の管理については、これまでどおり協和分室の職員が3名から4名程度常駐して対応することとなっている。また、総合支所の職員については輪番制で対応してきたが、1年に1回の勤務では十分に仕事を理解できない面があったため、スキー場のリニューアルに伴い来場者の増加が見込まれることから、協和振興開発公社から人材を派遣していただくこととしたものである。」との答弁がありました。

その他に質疑等はなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（児玉裕一君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第２４４号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（児玉裕一君） 次に、日程第３６、議案第２４１号から日程第３８、議案第２４３号までの３件を一括して議題といたします。

本３件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長１８番佐藤芳雄君。はい、１８番。

○建設水道常任委員長（佐藤芳雄君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第２４１号「平成２１年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）」、議案第２４２号「平成２１年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）」及び議案第２４３号「平成２１年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）」の３件につきましては、当局からの補正予算の内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本３件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

報告を終わります。

○議長（児玉裕一君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第２４１号から議案第２４３号までの３件を一括して採決いたします。本３件に対する委員長報告は原案可決であります。本３件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） ご異議なしと認めます。よって本３件は、原案のとおり可決されました。

○議長（児玉裕一君） 次に、日程第３９、陳情第４号から日程第４３、陳情第８号までの５件を一括して議題といたします。

本５件に関し、委員長の報告を求めます。総務民生常任委員長１４番武田隆君。はい、１４番。

○総務民生常任委員長（武田 隆君）【登壇】 ご報告いたします。

陳情第４号「くらし支える行政サービス・人員の拡充を求めることについて」は、審査において、願意は妥当であるとの意見と、これまでも似たような陳情が提出され不採択となっている。また、行政でやっていることは行き届いていることから、この陳情の願意には添えないとの意見があり、採決の結果、採択に賛成の委員の少数により、本件は不採択とすべきものと決しました。

次に、陳情第５号「２０１０年度の年金確保に関することについて」は、高齢者の負担増の実態から願意妥当として、委員の一致をもって、本件は採択すべきものと決した次第であります。

次に、陳情第６号「最低保障年金制度創設などを求めることについて」は、願意は妥当であるとの意見と、趣旨はわかるが意見書を提出するまでもないとの意見があり、採決の結果、委員の多数をもって、本件は趣旨採択とすべきものと決した次第であります。

次に、陳情第７号「後期高齢者医療制度の廃止を求めることについて」は、願意は妥当であるとの意見と、この制度を即時廃止することは無理があり、政府でも４年かけて見直しするとのことで、採択することには反対するとの意見があり、採決の結果、採択することに賛成する委員の少数により、本件は不採択とすべきものと決した次第であります。

次に、陳情第８号「法務局の増員に関することについて」は、ほ場整備後の登記が２年も遅れていて市民も迷惑している。増員になれば早くなるのではとの意見があり、採決の結果、本件は委員の一致をもって採択すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（児玉裕一君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、陳情第5号及び陳情第8号の2件について一括採決いたします。本2件に対する委員長報告は採択であります。本2件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） ご異議なしと認めます。よって本2件は、採択することに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、陳情第6号を採決いたします。本件に対する委員長報告は趣旨採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） ご異議なしと認めます。よって本件は、趣旨採択とすることに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、陳情第4号を採決いたします。この採決は起立をもって行います。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（児玉裕一君） 起立少数であります。よって本件は、不採択と決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、陳情第7号を採決いたします。この採決は起立をもって行います。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（児玉裕一君） 起立少数であります。よって本件は、不採択と決しました。

○議長（児玉裕一君） 次に、日程第44、請願第1号から日程第47、陳情第2号までの4件を一括して議題といたします。

本4件に関し、委員長の報告を求めます。企画産業常任委員長25番橋村誠君。はい、25番。

○企画産業常任委員長（橋村 誠君）【登壇】 ご報告いたします。

請願第1号「米価の回復と価格の安定、ミニマム・アクセス米の輸入中止を求めることについて」につきましては、請願の趣旨を了とし、採決の結果、本件は出席委員の一致をもちまして、趣旨採択すべきものと決した次第であります。

次に、請願第2号「E P A・F T A推進路線の見直しを求め、日米F T Aの推進に反対することについて」、陳情第1号「改正貸金業法の早期完全施行等を求めることについて」及び陳情第2号「雇用と生活をまもる施策強化を求めることについて」の3件につきましては、その願意を認め、採決の結果、本3件は出席委員の一致をもちまして、採択すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（児玉裕一君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、請願第2号、陳情第1号及び陳情第2号の3件を一括して採決いたします。本3件に対する委員長報告は採択であります。本3件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） ご異議なしと認めます。よって本3件は、採択することに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、請願第1号を採決いたします。本件に対する委員長報告は趣旨採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） ご異議なしと認めます。よって本件は、趣旨採択とすることに決しました。

○議長（児玉裕一君） 次に、日程第48、陳情第10号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。教育福祉常任委員長13番金谷道男君。はい、

13番。

○教育福祉常任委員長（金谷道男君）【登壇】 ご報告いたします。

陳情第10号「細菌性髄膜炎ワクチン接種への公費助成を求めることについて」につきましては、当局からの参考意見を求め慎重審査いたしました結果、現在、国では定期接種に向けて研究班を設け準備中であり、全国市長会でもこのことについて定期接種となるように要望活動をしている状況でもあるので、国の方針が示されてから対応しても遅くないとし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は不採択とすべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（児玉裕一君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより陳情第10号を採決いたします。この採決は起立をもって行います。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（児玉裕一君） 起立少数であります。よって本件は、不採択と決しました。

○議長（児玉裕一君） 次に、日程第49、陳情第9号及び日程第50、陳情第11号の2件を一括して議題といたします。

本2件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長18番佐藤芳雄君。はい、18番。

○建設水道常任委員長（佐藤芳雄君）【登壇】 ご報告いたします。

陳情第9号「若竹町4区町内市道への消雪設備導入に関することについて」につきましては、現地を調査・確認もいたしましたが、審査において委員からは、事業費の2分の1の補助金額で100万円を限度とした大仙市消雪施設整備事業補助金交付要綱が制定されており、これまでもこのルールに則り施設整備がされてきているので、今回のような全額公費による施工はルールを根底から崩すことになることから、採択には反対の

意見があり、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は不採択すべきものと決した次第であります。

次に、陳情第 11 号「成瀬ダムの建設促進を求めることについて」につきましては、審査において、成瀬ダムの建設は治水、かんがい用水の確保、水道用水の安定供給のためにも不可欠であり、市民生活の安全と安心な暮らしを守ることから、その願意を妥当と認め、出席委員の一致をもって、本件は採択すべきものと決した次第であります。

報告を終わります。

○議長（児玉裕一君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許します。2 番佐藤文子君。はい、2 番。

○2 番（佐藤文子君）【登壇】 私は、陳情第 11 号、成瀬ダムの建設促進を求めることについて、反対の立場から討論を行います。

当陳情は、成瀬ダムが治水及び利水の面から必要であるとして建設促進をするよう国に求めるものであります。成瀬ダムを含む今も進行中の全国のダム建設計画の大半は 1955 年から 1970 年頃の高度経済成長期に計画されたものであります。計画から既に数十年経過し、ダム建設の根拠となってきました治水のあり方、水需要や経済状況、そして政治状況も大きく変化しております。

第 1 に、ダムによる治水という面では、その機能は非常に限定的で、ダムで洪水被害を防げるというこれまでの考え方は幻想であることが最近になってより明確になってきているようです。ダムの集水域は川全体の流域面積から見るとごく一部でしかなく、河川全体の洪水対策としてそれほど大きく寄与するものではないと言われています。洪水対策はダムに頼らず、堤防の強化や河道整備、遊水地の設置、放水路の掘削、地下浸透化、森林保全こそが大事なのではないかと思います。

第 2 に、生活用水や農業用水などの利水の面では、まず生活用水は少子高齢化の進展や節水型機器の普及などから、使用水量は減少傾向にあります。また、農業用水の推定使用量も減反や土地改良などによる節水型農業の普及の結果、1996 年をピークに減少を続けています。こうしたことから、ダム建設計画当初の右肩上がりの水需要の想定

による利水ダム建設は不要と言えます。それでも中止されると暫定水利権が消失してしまうとしてダム中止批判が出されます。しかし、全国では建設中止となった徳島のダムや新潟県の志津川ダムでは、中止後にもその暫定水利権が消失することなく、そのまま使用が認められております。また、渇水対策を理由にしたダム建設推進も出されます。しかし、生活用水が不足して給水制限などが行われていても、余っている工業用水を融通するといった渇水対策がこれまで行っていないダムありきの河川行政こそ問題なのではないでしょうか。

第3には、バブル経済ははじけ、国も地方も厳しい財政に陥っています。無駄な公共事業にお金を投ずる余裕はありません。90年代以降の無駄な公共事業に対する批判や反対運動もあって、これまで動き出したら止まらないと言われていたダム事業が自治体などの決断で中止される動きが起こっているのは周知のとおりであります。

成瀬ダムが無駄なのかどうか、参考までに国土交通省がダム建設の妥当性を示す指標、費用便益費、いわゆる費用対効果を見ますと、成瀬ダムは1.2で、国土交通省が中止を決定した八ツ場ダムの3.4と比較しても大変低いわけであります。しかもこの数値はダムが運用した場合に発生する大量の堆砂の除去にかかる多額の費用や地滑り災害対策費用は考慮されていませんので、綿密な計算を行うならば1.0を割ることも予想され、結果的に建設の妥当性はかなり低いものではないかと考えられます。

以上、縷々申し上げましたが、ダム問題を巡る一連の経済社会情勢の変化の中で、先に行われた総選挙では税金の無駄使いをなくす、八ツ場ダムの中止など全国143のダム事業の見直しの政策を掲げた民主党が圧勝し、新政権となり、改めて八ツ場ダムの中止、再検討と全国143のダム事業の見直しを示したわけであります。

我が党は、これまでも無駄と環境破壊の典型の一つとして大型ダム事業の抜本的見直しを要求したところであります。新政権が示したダム見直しを着実に実現させ、ダムに頼らない河川行政への転換を求め奮闘する決意を述べて反対討論といたします。

以上です。

○議長（児玉裕一君） ほかに討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、ただいま議題となっております案件中、陳情第9号を採決いたします。この採決は起立をもって行います。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（児玉裕一君） 起立ありません。よって本件は、不採択と決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、陳情第11号を採決いたします。この採決は起立をもって行います。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（児玉裕一君） 起立多数であります。よって本件は、採択することに決しました。

○議長（児玉裕一君） 次に、日程第51、陳情第3号を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。はじめに総務民生常任委員長14番武田隆君。はい、14番。

○総務民生常任委員長（武田 隆君）【登壇】 ご報告いたします。

陳情第3号「社会保障と教育予算の拡充を求めることについて」のうち、当委員会へ審査付託となりました項目は、1の社会保障予算を大幅に増やし施策を充実させること、2のうち医療への国庫負担を大幅に引き上げることと後期高齢者医療制度を即時撤回すること及び3のうち最低保障年金制度の創設などを求めることであります。

審査において、国でも議論中であることから、今は審議する段階ではない。また、意見書を出すまでもなく、趣旨採択とすべきとの意見、一方、生活に関わることだから採択すべきとの意見がありました。

採決の結果、採択と趣旨採択が3名と同数となり、委員長採決によって、本件は趣旨採択とすべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（児玉裕一君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（児玉裕一君） 質疑なしと認めます。

次に、教育福祉常任委員長13番金谷道男君。はい、13番。

○教育福祉常任委員長（金谷道男君）【登壇】 ご報告いたします。

陳情第3号「社会保障と教育予算の拡充を求めることについて」のうち、当委員会に審査付託となりました項目につきましては、審査の結果、陳情者の願意は理解できるも

の陳情項目については、既により充実させて実施しているものもあること、また、陳情項目が広範囲なため、我々が判断するには材料が乏しいこと、実施するとなると財政が伴うものであることなどの理由から、一概に採択することはできないとし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は趣旨採択すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（児玉裕一君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより陳情第3号を採決いたします。本件に対する各委員長報告は趣旨採択であります。本件は、各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） ご異議なしと認めます。よって本件は、趣旨採択とすることに決しました。

○議長（児玉裕一君） 次に、日程第52、意見書案第1号から日程第57、意見書案第6号までの6件を一括して議題といたします。

意見書案第4号及び意見書案第5号の2件は総務民生常任委員長から、意見書案第1号から意見書案第3号までの3件は企画産業常任委員長から、意見案第6号は建設水道常任委員長から、それぞれ提出されております。

お諮りいたします。意見書案第1号から意見書案第6号までの6件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） ご異議なしと認めます。よって本6件については、提案理由の説明は省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております本 6 件については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会に付託はいたしません。

これより討論に入ります。討論はありませんか。はい、2 番。

○2 番（佐藤文子君）【登壇】 私は、意見書案第 6 号、成瀬ダム建設促進を求める意見書案に反対の立場から討論いたします。

陳情第 11 号に対する反対討論でも述べましたように、成瀬ダムがダム建設計画から数十年経って、いまやダムによる治水、利水効果に疑問が出されていること、深刻な財政危機、無駄な公共事業批判への高まりなどから、ダムの見直しを示した新政権の方針を着実に実現させ、ダムに頼らない河川行政への転換を求める立場から、同意見書には同意できないものであります。

以上で反対討論を終わります。

○議長（児玉裕一君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） これにて討論を終結いたします。

これよりただいま議題となっております案件中、意見書案第 1 号から意見書案第 5 号までの 5 件を一括して採決いたします。本 5 件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） ご異議なしと認めます。よって本 5 件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、意見書案第 6 号を採決いたします。この採決は起立をもって行います。本件は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（児玉裕一君） 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案第 1 号から意見書案第 6 号までの 6 件が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

○議長（児玉裕一君） 次に、日程第５８、閉会中の各委員会の継続審査及び所管事務調査についてを議題といたします。

各委員長からお手元に配付のとおり、会議規則第９７条、同１０３条の規定により、継続審査及び所管事務調査について申し出があります。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） ご異議なしと認めます。よって、各委員会の継続審査及び所管事務調査は、閉会中の継続審査及び所管事務調査とすることに決しました。

○議長（児玉裕一君） 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

これにて平成２１年第４回大仙市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたって大変ご苦勞様でした。

午前１１時０６分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

大仙市議会議長

児 玉 裕 一

議 員

小 山 緑 郎

議 員

小 松 栄 治

議 員

富 岡 喜 芳